

令和7年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

日頃より、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度の固定資産税（償却資産）の申告時期となりましたので、申告書をお送りします。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、**毎年1月1日現在の所有状況**を申告していただくことになっております。

つきましては、**別紙記入例をご確認のうえ**作成し、期限までに提出していただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点があれば裏面記載の担当者へお問い合わせください。

1 申告していただく方

令和7年1月1日（賦課期日）現在、新庄市内に事業用の償却資産を所有している事業者。

※オペレーティング・リース、所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合：「貸主」が申告。

所有権移転ファイナンス・リース取引の場合：「使用者」が申告。

2 提出先

新庄市税務課 資産税係（税務課3番窓口）

3 申告の受付期間

令和7年1月6日（月）～1月31日（金）

4 提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書

（1）初めて申告される方

◎ 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、新庄市内に所有する事業用資産をご記入ください。

（2）前年度申告された方

種類別明細書に令和6年1月1日現在の所有資産を記載しています。

◎ 申告の対象となる資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に取得した資産及び減少した資産をご記入ください。

5 申告される際の注意事項

（1）申告の対象外となる資産について

- 自動車及び軽自動車税の課税対象となる資産
- 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- 繰延資産（創立費、開業費、開発費など）
- 無形減価償却資産（ソフトウェア、権利関係など）
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入している資産
- 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括均等償却する資産
- 法人税法又は所得税法に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価格が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降契約分）

（2）申告漏れになりやすい資産について

- 法人税法等の規定を適用せず、耐用年数に応じた減価償却をしている資産
- 遊休資産（一時的に稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- 未稼働資産（完成状態となったが、まだ稼働していない資産）
- 償却済資産（耐用年数が経過した資産で、引き続き稼働できるような状態にある資産）
- 簿外資産（企業等において管理している帳簿に記載されていない資産）
- 生物（観賞用・興行用）
※事業用に供している生物については、家畜や生育中のものは対象外
- 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- 割賦（分割払い）販売による購入で、資産の代金が未完済の資産
- オペレーティング・リース、ファイナンス・リース取引による資産

(3) 償却資産と家屋の区分について

○ 家屋の所有者と設備等の所有者が同一の場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産・事業に使用されるものについては「償却資産」として申告してください。

○ 家屋の所有者と設備等の所有者が同一でない場合

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等の特定附帯設備については、「償却資産」として扱い、賃借人（テナント）側が申告する必要があります。

(4) 課税標準額の特例適用について

課税標準額の特例対象となる資産を申告する場合は、償却資産申告書・種類別明細書に加え、「固定資産税特例適用申請書」及び根拠資料（根拠法令に基づき、公的機関等から承認を得た証明書など）も提出してください。

※固定資産税特例適用申請書は、本市ホームページから取得してください。

また、先端設備導入計画に基づく課税標準額の特例（地方税法附則第15条第44項）に該当する方へは、別途申請書を送付しておりますのでご確認ください。

(5) 申告書発送の有無及び送付先について

今回令和6年度分の申告をされた方につきましては、令和6年度の申告内容を印字した償却資産申告書・種類別明細書を送付しております。令和8年度申告分以降送付が不要な場合は、償却資産申告書の備考欄（No. 18）にその旨をご記載ください。

また、新規に送付先を設定される方、送付先を変更・廃止される方につきましては、同様に備考欄（No. 18）に送付先の情報について詳しくご記載ください。

6 償却資産への課税について

課税標準額は、申告書に記載していただく取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由、個数に基づいて算出しますので、記載漏れがないようご注意ください。

なお、償却資産は申告された資産の課税標準額の合計が150万円を超えると課税対象となります。

また、償却済資産であっても現に使用している場合は、申告の対象であり、取得価格の5%が評価額として残存し、算出された評価額が取得価格

の5%を下回る場合は、取得価格の5%が評価額となります。

税制優遇措置等を受けていない場合は、評価額＝課税標準額となります。

7 償却資産の税額の計算について

※端数処理は考慮していません。

○ 税額の求め方

税額＝課税標準額×1.4%

○ 評価額（課税標準額）の求め方

【令和6年中に取得された償却資産】

評価額＝取得価格×（1－耐用年数に応じる減価率/2）

【令和6年以前に取得された償却資産】

評価額＝前年度評価額×（1－耐用年数に応じる減価率）

※減価率につきましては、以下の「減価残存率表」を参考にしてください。

《減価残存率表》

※「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応じる減価率表」より一部抜粋

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
1	—	8	0.250	15	0.142
2	0.684	9	0.226	16	0.134
3	0.536	10	0.206	17	0.127
4	0.438	11	0.189	18	0.120
5	0.369	12	0.175	19	0.114
6	0.319	13	0.162	20	0.109
7	0.280	14	0.152	以下、省略	

【提出先・お問い合わせ先】

新庄市税務課資産税係（税務課3番窓口）
〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号
電話：0233-29-5538（直通）担当：八鍬・若月
E-mail：shisanzei@city.shinjo.yamagata.jp